

杵築市発注工事における現場代理人の常駐義務緩和に関する運用基準

令和 5 年に発生した豪雨災害による被災箇所の復旧を早期に行うにあたり、工事を集中的に発注することから杵築市公共工事請負契約約款（平成 23 年杵築市告示第 31 号。以下「契約約款」という。）第 10 条第 3 項に基づく現場代理人の工事現場への常駐義務の緩和措置（以下「緩和措置」という。）について、以下に定める事項により運用するものとする。

1 緩和措置

緩和措置は次に掲げる措置とし、その取扱いについては 2 以降に定める。

- (1) 現場代理人の兼務
- (2) 現場代理人の常駐の免除

2 現場代理人を兼務することができる工事の対象

次の(1)から(3)までについて、現場代理人を兼務することができるものとする。ただし、市が入札公告又は入札通知書等において現場代理人を兼務することができない旨の規定をした工事については対象外とする。

- (1) アからオまでの全ての要件を満たし、かつ、市長が品質管理、安全管理等現場代理人の業務に支障がないと認める工事について、同一者が **2 件**まで現場代理人を兼務することができる。

ア 市が発注する工事であること。

イ 同種工事であること。

ただし、土木一式工事、舗装工事及びとび・土工・コンクリート工事については同種工事（水道工事を含む。）として取り扱うものとする。

ウ 兼務する工事の当初請負金額の総額が **1,500 万円以上とならないこと。**

エ この基準の施行後に発注した令和 5 年度災害復旧工事を少なくとも 1 件は含むこと。

オ それぞれの現場が近隣に存在（各々の現場間の移動距離が概ね 15 km 以内である等）していること。

- (2) 市が発注した同一の場所又は近接した場所における密接な関連のある複数の工事で、市長が認める工事（建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条第 2 項に基づき同一の専任の主任技術者の管理が認められる工事を含む。）については、同一者が現場代理人を兼務することができる。ただし、この場合、現場代理人が稼働中の一方の工事現場を離れ、他方の工事現場において、その任務を執り行う場合には、当該現場代理人に代わる者を指名しなければならない。

- (3) その他市長がやむを得ないものとして認める工事については、同一者が現場代理人を兼務することができる。

3 現場代理人を兼務する場合の留意事項

- (1) 現場代理人を兼務するに当たっては、以下の事項に留意させるものとする。
 - ア 現場代理人は、緩和措置により兼務することが認められた各工事（以下「対象工事」という。）の運営、取締りを徹底すること。
 - イ 現場代理人は、対象工事の安全管理、工程管理に一層配慮をすること。
 - ウ 現場代理人は、対象工事の市の担当者及び工事現場との連絡を確実にを行う体制を整えること。
- (2) 対象工事において、安全管理の不徹底や現場体制の不備が確認された場合は、現場代理人の兼務を取り消すものとする。

4 現場代理人を兼務する場合の変更契約時の取扱い

契約当時に現場代理人の兼務がなされた工事について、設計変更等による変更契約により2に定める条件を満たさなくなっても引き続き現場代理人の兼務を認めるものとする。ただし、市長が適当でないと認める場合は現場代理人の兼務を取り消すものとする。

5 現場代理人の常駐の免除

次に掲げる期間においては、現場代理人の工事現場への常駐を免除することができるものとする。ただし、常駐を免除する具体的な期間については、設計図書又は工事打合簿等の書面により明確にしておくものとする。

- (1) 工事の全面的な中止期間（契約約款第20条に基づき、工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等人為的な事象により、受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物に損害を生じ、又は工事現場の状態が変動したため、工事を施工できないと認められ、市から工事の全部について一時中止命令がだされた期間）
- (2) 工場製作のみが行われている期間（橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間）

6 現場代理人の常駐を免除する場合の留意事項

5の規定により現場代理人の常駐を免除される場合であっても、連絡体制の整備、安全管理等の徹底を行うこと。

7 適用日

この運用基準は、令和5年11月27日から施行する。

また、令和5年1月11日施行の緩和措置の申請は終了とする。